

# 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の 一斉交付について

令和7年3月下旬頃、マイナ保険証※の保有状況に応じて、被保険者証に代わる「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付し、事業主様へ送付します。

※マイナ保険証とは、保険証利用登録がされたマイナンバーカードのことをいいます。

## マイナ保険証を持っている方には、「資格情報のお知らせ」を交付します

- 「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証を保有している方に対して、ご自身の被保険者資格情報を確認できるよう交付するものです。
- 「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。受診の際は、マイナ保険証をご利用ください。
- マイナ保険証を医療機関等で利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで、保険診療を受けることが可能です。

## マイナ保険証を持っていない方には、「資格確認書」を交付します

- 「資格確認書」とは、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナ保険証の利用登録をされていない方に対し交付されるものです。
- 「資格確認書」を医療機関等に提示することで、従来どおり保険診療を受けることができます。

## マイナ保険証の利用登録方法などについて

マイナ保険証の利用登録方法などについては、厚生労働省やデジタル庁のホームページ、または「マイナンバー総合フリーダイヤル」へお問い合わせください。

[厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」](#)

[マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」](#)

[デジタル庁ホームページ「よくある質問:マイナンバーカードの健康保険証利用について」](#)

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

☎ 0120 - 95 - 0178 (平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30)



ちばこくほマスコットキャラクター「ちーこちゃん」